

ITアドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ITアドバイザーの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ITアドバイザーとは、通信情報技術に関する専門知識のほか、調査研究手法その他の専門的技術を有する者のうち、浜松市が進める情報化に関して、専門的な立場から情報提供を行う者をいう。

(職務)

第3条 ITアドバイザーの職務は、浜松市が推進する情報化に対して、次の各号に掲げる事項の調査研究及び情報提供を行うこととする。

(1) 地域情報化の推進に関すること。

(2) 浜松市情報システム全体最適化に関すること。

2 浜松市は前項各号に示した業務に関連した個別案件の調査を別途委託することができる。この場合、ITアドバイザーが指定し浜松市が認めた業者と別途委託契約を締結することとする。

3 ITアドバイザーは、浜松市企画調整部情報政策課等において、前項に掲げる調査研究及び情報提供等に従事するほか、自宅等を拠点として、連絡調整や情報収集その他の必要な活動を行う。

(秘密の保持)

第4条 ITアドバイザーは、職務上知り得た情報を、浜松市の許可なく第三者に漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

(依頼)

第5条 ITアドバイザーは、市長が依頼する。

2 ITアドバイザーは、浜松市職員の身分を有しない。

(謝礼)

第6条 市長は、ITアドバイザーに対し、別に定めるところにより、謝礼を支払うものとする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成23年7月1日から施行する。